

社会福祉法人 岳南厚生会  
規 程 第 5 号

在宅介護支援センター高原荘  
(指定居宅介護支援事業所) 運営規程

# 在宅介護支援センター高原荘 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人岳南厚生会が開設する在宅介護支援センター高原荘（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、市町村からの委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。

2 事業所は、要介護者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 在宅介護支援センター高原荘
- (2) 所在地 静岡県富士宮市貫戸103-2

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所に勤務する職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤職員）
  - (2) 介護支援専門員 1人以上（うち常勤職員1人以上）
- 2 第1項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職員の職務)

第4条の2 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員は、介護サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日  
月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

※厚生大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示すること。

- (1) 市町村からの委託を受けて行う訪問調査
- (2) 居宅サービス計画の作成（包括的支援プログラム）
- (3) サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介

※居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることを口頭により説明するものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の区分によるが、詳細は重要事項説明書で定める額とする。

- (1) 通常の事業実施地域

(2) 実施地域の外 片道概ね 5 km以上 10 km未満

(3) 実施地域の外 片道概ね 10 km以上

※この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に重要事項説明書に基づき説明を行い、書面により利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、富士宮市内の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体的拘束廃止に向けての取り組み)

第9条 事業者は、当該居宅介護支援利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

2. 緊急やむを得ない場合とは、次に掲げる要件を全て満たす場合とする。

(1) 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

(3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3. 緊急やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、次に掲げる手続きによらなければならない。

(1) 緊急やむを得ない場合によるかの判断は、その利用者の主治医、利用する指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業等の意見を参考にし、事業所全体の判断として施設長が決定する。

(2) 事業者は緊急やむを得ない場合に、身体拘束を行う場合には、利用者本人及び家族に対して、身体拘束の内容、理由、目的、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めなければならない。

(3) 緊急やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、緊急やむを得ない場合に該当するかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除しなくてはならない。

4. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止推進委員会」という。）の設置等に関すること

・虐待防止推進委員会の設置

委員会の開催 年2回以上

・虐待防止のための指針の整備

・虐待防止のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年2回以上

(苦情・ハラスメント処理)

- 第11条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  3. 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。
  4. 事業所は、指定居宅介護支援等に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画)

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する会議等（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施する。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
  - (2) 継続研修 年2回
  - (3) 権利擁護に関する研修
  - (4) 認知症ケアに関する研修
  - (5) 介護予防に関する研修
  - (6) 感染症に関する研修
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従

業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人岳南厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成11年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成12年 2月 1日から施行する。  
この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成15年 9月 1日から施行する。  
この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成16年 5月 1日から施行する。  
この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和 2年 2月 1日から施行する。  
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和 6年 3月22日から施行する。